

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和 8 年 10 月 2 日

島根県知事職務代理者 島根県副知事 石原恵利子

1. 入札に付する事項

(1) 件名

江津高野山風力発電所の譲渡

(2) 入札案件の仕様等

江津高野山風力発電所譲渡に係る募集要項のとおり

(3) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。

(4) 予定価格（最低入札価格）

40,021,000 円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

2. 応募に関する事項

(1) 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ④ 島根県税（島根県税に附帯する税外収入を含む。）並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 島根県が行う入札について、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- ⑥ 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- ⑦ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き又は会社更生法（平成 14

年法律第 154 号) の規定による更生手続きをしていないこと。

- ⑧ 資本金 5 億円以上で日本国内に本店を有する者であること。
- ⑨ 日本国内において発電出力 10MW 以上の陸上風力発電設備を建設し運営に 15 年以上携わった実績があること。(入札参加者の子会社による実績を含む。)
- ⑩ 本入札で譲渡した風力発電設備による発電事業を終了するまでに、当該設備にかかる解体撤去費相当額の積立てが可能であること。

(2) 入札保証金

- ① 入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札の時までに納付すること。
- ② 入札保証金の納付方法は、次のとおりとする。

入札参加者は入札参加資格審査結果通知後の令和 8 年 12 月 10 日 (木) 以降に入札保証金納付書発行依頼書 (様式 8-1) 及び口座振替申出書 (様式 8-2) を「12. 提出・問合せ先」へ提出し、入札保証金の納入通知書又は請求書の発行を受け、金融機関において納付すること。なお、振込手数料が必要な場合については入札者が負担すること。

入札保証金の納付後は、金融機関の収納印のある領収書の写しほか入金を確認できる書類を添付した入札保証金納付届 (様式 8-3) を令和 9 年 1 月 7 日 (木) 16 時までに「12. 提出・問合せ先」へ持参又は郵送で提出すること。

入札保証金納付届を期限までに提出しない、又は納付金額が不足している場合には入札が無効となるので注意すること。

- ③ 入札保証金は、落札者を除き、参加申込書の入札保証金払戻請求書 (様式 8-4 : 領収証書の写しを添付) に基づいて、指定された銀行口座への振込により、後日還付する。なお、振込には入札終了後 1 か月程度要することがある。
- ④ 入札保証金の納付後、入札をしない場合にも、入札保証金の還付時期は入札終了後となる。
- ⑤ 落札者の入札保証金は契約保証金の一部に充当することができる。なお、落札者が契約を締結しない場合は返還しない。
- ⑥ 入札保証金には、その受入期間について利息を付けない。

3. 入札参加資格審査申請書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

表 1 入札参加資格審査申請書の提出書類

提出書類	提出書類の詳細・注意事項等	部数
入札参加資格審査申請書 (様式 1)		1
江津高野山風力発電所の管理運営等に関する事業計画書 (任意様式)	別紙「江津高野山風力発電所譲渡に係る募集要項」による	1
江津高野山風力発電所の管理運営等に関する収支計画書 (様式 2)	別紙「江津高野山風力発電所譲渡に係る募集要項」による	1
当該法人等の定款	提出日前 3 カ月以内に発行されたものに限る	1

当該法人等の登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	提出日前3カ月以内に発行されたものに限る	1
財務諸表	申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	1
事業報告書	申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	1
島根県税の納税証明書	納税証明書(島根県内に事業所を有する事業者の場合、全ての県税において現在県税の滞納がないことを証する納税証明書) 提出日前3カ月以内に発行されたものに限る	1
消費税及び地方消費税の納税証明書	納税証明書(「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明) 提出日前3カ月以内に発行されたものに限る	1
入札参加資格に関する誓約書 (様式3)		1
日本国内における発電出力 10MW以上の陸上風力発電設備 を建設し運営に15年以上携わ った実績を証明する書類(任 意様式)	FIT認定通知書、工事計画書、平成29年(2017年)以降の定期安全管理審査の審査結果および評価結果 通知書の写し	1
返信用封筒	第一種定型郵便物の封筒に所在地及び名称を記入し、110円切手を貼付したもの	1

(2) 提出期間

令和8年10月2日(金)～令和8年12月2日(水)16時

(3) 提出先

12. 提出・問合せ先に同じ。

(4) 提出方法

- ① 郵送の場合は、配達証明付きの郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、島根県の休日を定める条例(平成元年3月島根県条例第9号)に規定する休日を除き、提出時間は9時から16時までとする。

4. 入札参加辞退

入札参加資格審査申請書の提出後に、入札参加を辞退する場合は、入札参加辞退届(様式4)を提出先へ提出すること。

5. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

本公告等に係る質問は、質問書（様式5）により、件名を「【質問者名】江津高野山風力発電所の譲渡の公告に関する問合せ」として、電子メールで「12. 提出・問合せ先」へ提出すること。

(2) 質問受付期間

令和8年10月2日（金）～令和8年11月2日（月）16時

(3) 質問等への回答

質問等は、質問者名を伏せたうえで、令和8年11月10日（火）までに島根県企業局のホームページにおいて回答する。

6. 現地説明会の開催

現地説明会は入札参加予定者単位に実施する。本入札参加者は、原則として現地説明会に参加するものとする。

(1) 日時

令和8年10月下旬、1者あたり2時間程度の予定

(2) 場所

島根県江津市敬川町1955-1 他 江津高野山風力発電所

(3) 申込方法

現地説明会への参加を希望する旨並びに入札参加者の名称、代表者名及び参加希望者名（各者3名まで）を明記の上、電子メールにより、令和8年10月20日（火）16時までに、「12. 提出・問合せ先」へ申し込むこと。別途日程調整の連絡を行う。

(4) その他

情報の公平性を期するために、現地説明会において個別の質問等は受け付けない（ただし、簡易な確認事項は除く）。質問がある場合は、「4. 質問の受付及び回答」に基づき質問書を提出すること。

6. 入札参加資格審査の結果通知

入札参加資格審査の結果は、「3. 入札参加資格審査申請書等（2）提出期間」の提出期間内に提出した申請者に対して、入札参加資格の審査結果通知書を令和8年12月9日（水）までに発送する。

7. 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、「6. 入札参加資格審査の結果通知」による資格審査の結果を通知した日から、一般競争入札の落札決定の日までとする。

8. 入札参加資格の取消し

参加資格を有する者が「2. 応募に関する事項（1）入札参加資格」に規定する資格要件を満たさないことが明らかとなったときは、その資格を取消す。

9. 入札及び開札

(1) 入札書

本入札は紙入札とするので入札書（様式6）を作成し、持参又は郵送によることとし、これ以外の方法による入札は認めない。なお持参の場合も入札者がわかるように表記した上で封をすること。なお、郵送については、「3. 入札参加資格審査申請書等（4）提出方法」の提出による。

(2) 入札書の受付期間及び提出先

- ① 受付期間 令和8年12月21日（月）9時～令和9年1月7日（木）16時
- ② 提出先 12. 提出・問合せ先に同じ。

(3) 入札の日時及び場所

- ① 日 時 令和9年1月8日（金）10時から
- ② 場 所 島根県松江市殿町8 島根県企業局会議室（南庁舎2階）

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ① 公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 入札開始時刻までに入札場所に参加しなかった者のした入札（郵送等の場合を除く。）
- ③ 委任状を持参しない代理人による入札
- ④ 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは2人以上の代理をした者のした入札
- ⑤ 記名押印のない入札書による入札
- ⑥ 金額数字の不鮮明な入札
- ⑦ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札
- ⑧ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- ⑨ 地方自治法施行令、会計規則及び本件公告その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法等

入札終了後に即時開札し、会計規則第62条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

また落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、地方自治法施行令第167条の9により、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。ただし、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を定める。

(6) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。代理人を立ち合わせる場合は委任状（様式7）を持参すること。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(7) 落札者決定の通知等

令和9年1月13日（水）までに、落札者に対して落札決定の通知書を発送し、島根県企業局のホームページにおいて落札者名を公表する。

(8) 契約書作成の要否

要する。（別添契約書案により作成する。なお、仕様書は契約書の一部となる。）

(9) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約保証金として県が発行する納入通知書又は請求書により、指定する期日までに納付すること。(契約保証金は売買代金の一部に充当する。)

10. 日程 (予定)

(1) 公告	令和 8 年 10 月 2 日 (金)
(2) 入札参加資格質問受付	令和 8 年 10 月 2 日 (金)
(3) 入札参加資格審査申請書受付開始	令和 8 年 10 月 2 日 (金)
(4) 資料提供依頼書受付開始	令和 8 年 10 月 2 日 (金)
(5) 現地説明会参加受付開始	令和 8 年 10 月 2 日 (金)
(6) 現地説明会参加受付期限	令和 8 年 10 月 20 日 (火) 16 時まで
(7) 現地説明会	令和 8 年 10 月下旬
(8) 入札参加資格質問受付期限	令和 8 年 11 月 2 日 (月) 16 時まで
(9) 資料提供依頼書受付期限	令和 8 年 11 月 2 日 (月) 16 時まで
(10) 入札参加資格審査申請書提出期限	令和 8 年 12 月 2 日 (水) 16 時まで
(11) 入札参加資格審査結果通知	令和 8 年 12 月 9 日 (水)
(12) 入札保証金納付受付開始	令和 8 年 12 月 10 日 (木)
(13) 入札保証金納付届提出期限	令和 9 年 1 月 7 日 (木) 16 時まで
(14) 入札書受付開始	令和 8 年 12 月 21 日 (月)
(15) 入札書受付期限	令和 9 年 1 月 7 日 (木) 16 時まで
(16) 開札・落札者決定	令和 9 年 1 月 8 日 (金)
(17) 落札者の決定通知	令和 9 年 1 月 13 日 (水)

11. その他

- (1) 提出書類の作成及び提出等に要する経費は、すべて入札者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は、当該業務以外の目的で公開・使用しないものとし、確認作業等に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (4) 提出期限後における書類の再提出及び差し替えは原則認めない。ただし、記述の誤りについて、県が認めた場合には訂正を認める。
- (5) 提出された書類に不明な点があるときは、明らかにするため資料を求めることがある。
- (6) 書類に故意的に虚偽の記載をした者に対しては、次回募集に参加できない場合がある。
- (7) 県の都合により、この入札を変更、中止する場合がある。
- (8) 提出書類は、第三者から開示請求があった場合、個人情報等を除き、島根県情報公開条例(平成 12 年 12 月島根県条例第 52 号)第 7 条の規定により開示することがある。また、記載内容の開示の可否について、入札者に対し意見を求めることがある。
- (9) 現設備に関する資料の提供を求める場合は、資料提供依頼書(様式 9)により、別紙「江津高野山風力発電所譲渡に係る募集要項」の「5. 関連資料」により請求すること。
- (10) 提出書類に関する様式等は別添ファイル(Word 形式等)で提供する。

1 2. 提出・問合せ先

島根県企業局経営課経営企画スタッフ

〒690-8501 島根県松江市殿町8番地

電 話 : 0852-22-5676

F A X : 0852-22-5679

メール : keieika-kanrisya@pref.shimane.lg.jp